

# 税務面から見るインドネシアの 新型コロナウイルス感染症対策

---

2020年8月25日

ジェトロ・ジャカルタ事務所  
プラットフォームコーディネーター  
三好 博文

# コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇について

## 根拠基準

- 財務大臣規程2020年23号(以下PMK23) – 2020年3月21日公布、4月1日発効  
⇒PMK44の発効をもって同規定は取消、但しPMK23に基づき承認された優遇措置は有効
- 財務大臣規程2020年44号(以下PMK44) – 2020年4月27日公布、発効  
⇒PMK86の発効をもって同規定は取消、但しPMK44に基づき承認された優遇措置は有効
- 財務大臣規程2020年86号(以下PMK86) – 2020年7月16日公布、発効
- 財務大臣規程2020年110号(以下PMK110) – 2020年8月14日公布、発効 – PMK86の部分的改正

## 概要

- 給与源泉税(PPh21)、輸入前払法人税(PPh22)、法人所得税の予定納付(PPh25)、年間売上高48億ルピア以下の場合の売上高に対する0.5%のFinal Tax(PP23)について、12月度まで時限的に減免等の優遇を受けられる制度

## PMK110の主な変更点

- 7月度以降よりPPh25の減額割合が30%から50%へ引き上げ
- 灌漑用水利用促進プログラム(Program Percepatan Peningkatan Tata Guna Air Irigasi、P3-TGAI)に関連する納税者の建設サービス収入に対するFinal Taxが免税となる

# PMK86の概要

項目	PPh21	PPh22	PPh25	VAT	PP23	建設Final Tax
対象業種	1. 1189分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 721分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 1013分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 716分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	政令2018年23号に規定の納稅者	灌漑用水利用促進プログラムに関連する納稅者
優遇内容	免税(年収2億ルピア以下の従業員が対象)	免税	30%減額、7月度以降は50%減額	50億ルピアまでの過払について事前還付	1. PP23に定めるFinal Taxの免税 2. PPh22の免税 3. PPh21の免税	建設サービス収入に対するFinal Taxの免税
申請	稅務署へ通知を提出し承認を受け適用可	申請後に稅務署長により免除證明書が発行されることで適用可	稅務署へ通知を提出し承認を受け適用可	事前還付の申請を行う	PP23に基づく證明書の取得、提出をもって適用可	PMK110の対象となる建設Final Taxである旨明記された納稅證明又はBilling codeを使用
対象期間	申請から12月度まで	免除證明書発行日から12月31日まで	申請から12月度まで	4月度から12月度	4月度から12月度	PMK110の公布から12月度まで
報告義務	実施報告を納稅月の翌月20日までに提出	実施報告を納稅月の翌月20日までに提出	実施報告を納稅月の翌月20日までに提出	—	実施報告を納稅月の翌月20日までに提出	実施報告を納稅月の翌月20日までに提出

# PMK44のチェックポイント

項目	ポイント
当制度を活用するメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>■ PPh21:税務署へ納付していたPPh21を従業員に支払う⇒企業負担額は変わらないが、実質的に従業員の救済措置となる</li><li>■ PPh22：輸入が多い企業にとってメリットあり</li><li>■ PPh25：2019年度の確定申告で未払税金を納付した企業にとってメリットあり</li><li>■ VAT:税務調査を受けずに還付を受けられるメリットはあるが、事後に税務調査を受け、追徴を受けた場合のペナルティがある点留意が必要</li></ul>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DJPオンライン(<a href="http://www.pajak.go.id">www.pajak.go.id</a>からログイン)から申請を行う。</li><li>■ 承認の結果はDJPオンラインで確認できる</li></ul>
申請の期限	<ul style="list-style-type: none"><li>■ PPh21、PPh25について、4月度の申告から適用したい場合、PPh21は5月20日まで、PPh25は5月15日までに申請する必要がある(税務総局回状SE-29)</li></ul>
業種コード	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2018年度の税務申告書に記載した業種コードにより判定されるため、今後業種コードを変更し、申請することは認められないと解釈される。</li></ul>
実施報告	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 各優遇税制の実施報告についてもDJPオンラインで行う</li><li>■ 実施報告内容について税務署によるモニタリング⇒不備があれば事後的に徴税の可能性も</li></ul>

# その他のコロナウイルス感染拡大に伴う主な税制改正

基準名	公表日	概要
政府規則2020年1号 (PP1)	3月31日	<ul style="list-style-type: none"><li>法人税率の段階的引き下げ<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 2020年～21年度：22%</li><li>➤ 2022年度以降：20%</li><li>➤ インドネシア証券取引所に40%以上の株式が上場している企業はさらに3%引き下げ</li></ul></li><li>2020年4月度以降(12月決算の場合)のPPh25は22%の税率に基づき計算</li></ul>
財務大臣規程2020年29号(PMK29) 税務局長規定2020年6号(PER6)	4月7日 (PMK29) 4月17日 (PER6)	<ul style="list-style-type: none"><li>年次所得税申告書への署名について、税務総局へ申請の上、電子署名が利用可能</li><li>4月末が申告期限である年次申告書(つまり12月決算の法人)については、4月末までに簡便的な申告を行うことで6月末までの申告延期が可能</li><li>他の決算期を採用する企業は適用外であることに注意</li></ul>

コロナウイルス感染拡大に伴う税制の改正情報、各種申請に関する情報は、税務総局ウェブサイトのCOVID-19ページ(<https://www.pajak.go.id/covid19>)を参照